

「苦渋の決断…」

4月7日、安倍晋三内閣総理大臣は、新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく政府対策本部の会合を官邸で開き、緊急事態を宣言しました。対象地域は、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県です。期間は、5月6日のゴールデンウィーク明けまでです。総理は、その際、「地方に移動するなどの動きは厳に控えてほしい、地方には重症化リスクが高いといわれる高齢者がたくさんいる」とも述べられました。

また、福島県では、政府の緊急事態宣言を受け、不要不急の往来の自粛を要請する地域について、これまでの「東京方面」から「東京都を含めた7都府県」に拡大しました。

これらのことを受けまして、当施設におきましては、4月9日から5月6日までの新たな受け入れをお断りするとともに、すでにご予約をいただいている団体の受け入れを中止することといたしました。苦渋の決断です。

この期間においては、宿泊される方々はもとより、日帰りの方も、すべての方々が対象となります。どうか、「緊急事態」の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

今日もとても暖かい一日です。事務室にいるよりも外で汗を流しながら作業をしたり、外でオリエンテーリングをしたりするほうが気持ちいい一日となりました。

所内の桜の木々の芽もいっそう膨らみ、ピンク色が少し強くなってきた感じがします。

5月6日以降につきましては、現在のところ受け入れる予定でおりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため受け入れ中止の延長をさせていただくこともあります。その際は再度、ホームページ、電話、メール等でお知らせしますので、よろしく願いいたします。

この感染症が一日も早く終息することを願い、皆様と笑顔でお会いできますことを楽しみにしております。そのときまで・・・

追伸：当交流の家におきまして計画しておりました、4月、5月の主催事業につきましても6月以降に延期する予定です。実施のめどがつき次第ご案内を差し上げますのでよろしくお願いいたします。関係の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますが、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

(文責 所長 福 士 寛 樹)